

○立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科研究科則

2012年2月17日

規程第951号

(趣旨)

第1条 この研究科則は、立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条の2にもとづき、スポーツ健康科学研究科の授業科目、修了に必要な単位数、単位認定その他の教育課程に関する事項について定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、スポーツ健康科学の教育研究における智の融合を通して、人々の健康、幸福な社会および平和な世界を創造するとともに、スポーツ健康科学に関する専門性を有し、志高く未来を拓く人材を育成することを目的とする。

2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程は、スポーツ健康科学の教育研究における智の融合を通して、人々の健康、幸福な社会および平和な世界を創造するとともに、スポーツ健康科学に関する専門性を有し、志高く未来を拓く人材を育成する。

3 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程は、スポーツ健康科学の教育研究における智の融合を通して、人々の健康、幸福な社会および平和な世界を創造するとともに、スポーツ健康科学に関する高度な専門性を有し、志高く未来を拓く人材を育成する。

(英文表記)

第3条 研究科、専攻および課程の英文表記は次の各号のとおりとする。

- (1) スポーツ健康科学研究科 Graduate School of Sport and Health Science
- (2) スポーツ健康科学専攻 Major in Sport and Health Science
- (3) 博士課程前期課程 Master's Program in Sport and Health Science
- (4) 博士課程後期課程 Doctoral Program in Sport and Health Science

第3条の2 削除

(入学時期)

第4条 本研究科の入学時期は、4月および9月とする。

(授業言語)

第5条 本研究科での授業言語は日本語とする。

2 前項の規定にかかわらず教学上必要と認める場合は、英語を授業言語とする授業科目を置くことができる。

(博士課程前期課程における教育課程の編成)

第6条 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の授業科目は、基礎科目、展開科目、演習科目および自由科目に区分し、これを2年間に配当して編成する。

- 2 基礎科目は身体運動科学領域、スポーツ人文・社会科学領域および共通科目に、展開科目は文理融合科目およびキャリア形成科目に、演習科目は演習および研究指導に、それぞれ区分する。
- 3 教育職員免許状の資格を得ようとする者のために、教職課程の授業科目を設ける。
- 4 前3項に定める授業科目のほか、研究科横断科目を設ける。

(博士課程後期課程における教育課程の編成)

第6条の2 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程の授業科目は、講義科目および演習科目に区分し、これを3年間に配当して編成する。

- 2 前項に定める授業科目のほか、研究科横断科目を設ける。

(授業科目)

第7条 本研究科が開設する授業科目の科目名、単位数、授業方法、履修方法および配当年次は、スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程においては別表1およびスポーツ健康科学専攻博士課程後期課程においては別表2のとおりとする。

- 2 研究科横断科目の授業科目の名称・単位数、授業方法、必修科目・選択科目・自由科目の別および配当年次は、立命館大学大学院研究科横断科目規程に定める。

(履修方法)

第7条の2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の学生は、研究指導教員の指導に従い、次の各号のいずれかの領域を選択のうえ、領域に応じて定める授業科目を履修しなければならない。

- (1) 身体運動科学領域
- (2) スポーツ人文・社会科学領域

第8条 削除

(博士課程前期課程の修了に必要な単位数)

第9条 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の修了に必要な単位数は、別表1に定める授業科目のうち、別表に定める必修科目・選択科目・自由科目の別を必修とする授業科目、および次項から第4項までに定める単位を含めて30単位以上とする。ただし、自由科目の単位を含めることはできない。

- 2 基礎科目は選択した領域に応じた科目から4単位を含む6単位以上を修得しなければならない。

3 展開科目は文理融合科目から4単位およびキャリア形成科目から6単位を含む10単位以上を修得しなければならない。ただし、キャリア形成科目については、選択した領域に応じて次の各号に定める単位を含まなければならない。

(1) 身体運動科学領域 「スポーツ健康科学エグゼクティブレクチャーI」および「スポーツ健康科学グローバルレクチャーI」

(2) スポーツ人文・社会科学領域 「スポーツ健康科学エグゼクティブレクチャーII」および「スポーツ健康科学グローバルレクチャーII」

4 演習科目は選択した領域に応じて次の各号に定める演習6単位および研究指導から2単位を含む8単位以上を修得しなければならない。

(1) 身体運動科学領域 「身体運動科学演習I」、「身体運動科学演習II」および「身体運動科学演習III」

(2) スポーツ人文・社会科学領域 「スポーツ人文・社会科学演習I」、「スポーツ人文・社会科学演習II」および「スポーツ人文・社会科学演習III」

(博士課程前期課程の長期にわたる教育課程の履修)

第9条の2 大学院学則第28条の2にもとづき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た者のうち、社会人入学試験または一般入学試験を受験した者には、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することができる。

(他研究科の授業科目の履修)

第9条の3 大学院学則第37条第1項にもとづき、本大学の他研究科の授業科目を履修したときは、10単位を上限に基盤科目として、修了に必要な単位に含めることができる。

(博士課程後期課程の修了に必要な単位数)

第10条 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程の修了に必要な単位数は、別表2の授業科目より講義科目から2単位および演習科目から4単位を含めて6単位以上とする。

(博士課程後期課程の早期修了の申請)

第10条の2 次の各号のすべての事項を満たす者が、大学院学則第32条第2項により修了すること（以下「後期課程早期修了」という。）を希望する場合は、研究科長に申し出なければならない。

(1) 大学院学則第32条第1項に規定する修了要件を満たす見込みがあること。ただし、在学期間に関する要件を除く。

(2) 大学院学則第32条第2項に規定する在学期間を満たす見込みのあること。

2 前項の申出は、次の各号に掲げる希望する修了時期に応じ当該各号に定める期日までに

行わなければならない。

(1) 3月修了を希望する者 修了を希望する年度の11月末日

(2) 9月修了を希望する者 修了を希望する年度の5月末日

(博士課程後期課程の早期修了の認定)

第10条の3 後期課程早期修了の申請を認められた者について、次の各号に定める事項をすべて満たした場合、研究科長は、研究科委員会の議を経て、後期課程早期修了を認める。

(1) 大学院学則第32条第1項に規定する修了要件を満たしていること。ただし、在学期間にに関する要件を除く。

(2) 大学院学則第32条第2項に規定する在学期間を満たしていること。

(3) 査読付き筆頭論文2編以上が掲載決定していること。

(4) 博士学位申請論文の審査に合格していること。

(教職課程の履修)

第11条 中学校教諭一種免許状（保健体育）もしくは高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得している者、または取得できる単位を修得している者で、スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程において教育職員免許法による専修免許状を取得しようとする者は、立命館大学学位規程第9条により修士学位を授与されるほか、中学校教諭専修免許状（保健体育）を取得しようとする者は別表3-1または高等学校教諭専修免許状（保健体育）を取得しようとする者は別表3-2の科目より24単位以上を修得しなければならない。

2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程において取得することができる教育職員免許状の種類および教科は、別表4のとおりとする。

(改廃)

第12条 本研究科則の改廃は、スポーツ健康科学研究科委員会の議を経て、大学協議会で行う。

附 則

(施行期日)

1 この研究科則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正）

この研究科則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年1月28日 改廃手続の変更に伴う一部改正）

1 この研究科則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年1月28日 博士課程前期課程の修了要件の変更および立命館大学学

位規程の一部改正に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2014年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前2項にかかわらず、改正後の第11条は、2014年1月28日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月27日 博士課程後期課程の修了要件の変更等に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (2015年4月21日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正)

この研究科則は、2015年4月21日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2016年2月19日 大学院学則の変更に伴う一部改正)

この研究科則は、2016年2月19日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2016年7月8日 博士課程後期課程の早期修了の制度創設に伴う一部改正)

この研究科則は、2016年7月8日から施行する。

附 則 (2017年2月17日 博士課程前期課程の長期履修制度の導入に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2017年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (2018年1月26日 博士課程前期課程の履修科目の登録上限単位数の廃止等に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第8条は2018年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (2019年1月11日 教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の改正に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2019年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第9条第2項は、2014年4月1日入学者から適用する。

附 則 (2020年1月31日 条文の表現の統一に伴う一部改正)

この研究科則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2023年1月13日 教学改革による教育研究上の目的の変更ならびに授業科

目の追加および削除、修了要件の変更等に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2023年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2024年7月26日 研究科横断科目の設置および博士課程後期課程における科目区分の変更に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第6条の2第1項は、2023年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

附 則（2025年1月10日 授業科目の科目名の修正に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第7条別表1および第11条別表3—2は、2023年4月1日から適用する。

別表1 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程

科目区分		科目名	単位数	授業方法	選択必修	配当年次
基礎 科目	身体 運動 科学 領域	スポーツ科学特論	2	講義	選択	1
		健康運動科学特論	2	講義	選択	1
	スポート 人 文・社 会科 学領 域	スポーツ教育学特論	2	講義	選択	1
		スポーツマネジメント特論	2	講義	選択	1
	共通 科目	学術論文作成方法特論	2	講義	選択	1
		専門英語	2	講義	選択	1
展開 科目	文理 融合 科目	スポーツ健康科学領域融合演習Ⅰ	2	演習	必修	1
		スポーツ健康科学領域融合演習Ⅱ	2	演習	必修	2
	キャ	スポーツ健康科学キャリアプロジ	2	講義	必修	1

リア 形成 科目	エクト				
	スポーツ健康科学エグゼクティブ レクチャー I	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学エグゼクティブ レクチャー II	2	講義	選択	1・2
	インターンシップ	2	実習	選択	1・2
	インターンシップ	4	実習	選択	1・2
	スポーツ健康科学グローバルレク チャー I	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学グローバルレク チャー II	2	講義	選択	1・2
演習 科目	身体運動科学演習 I	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習 II	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習 III	2	演習	選択	2
	スポーツ人文・社会科学演習 I	2	演習	選択	1
	スポーツ人文・社会科学演習 II	2	演習	選択	1
	スポーツ人文・社会科学演習 III	2	演習	選択	2
研究 指導	研究指導 I	2	演習	選択	1
	研究指導 II	2	演習	選択	1
	研究指導 III	2	演習	選択	2
	研究指導 IV	2	演習	必修	2
自由科目	単位互換履修科目	1	講義	自由	1・2
	単位互換履修科目	2	講義	自由	1・2
	単位互換履修科目	3	講義	自由	1・2
	単位互換履修科目	4	講義	自由	1・2
	大学院コーラス演習	2	演習	自由	1・2

別表2 スポーツ健康科学専攻博士課程後期課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	選択必修	配当年次
講義科目	フロンティアサイエンスプロジェ クト	2	講義	選択	1・2・3

	フロンティアサイエンスレクチャー	2	講義	選択	1・2・3
演習科目	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅰ	2	演習	選択	1
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅱ	2	演習	選択	1
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅲ	2	演習	選択	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅳ	2	演習	選択	2
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅴ	2	演習	選択	3
	先端スポーツ健康科学特別研究Ⅵ	2	演習	選択	3

別表3－1 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程 中学校教諭専修免許状（保健体育）

大学が独自に設定する科目

区分	科目名	単位数	授業方法	修得方法	配当年次
教科及び教 科の指導法 に関する科 目	スポーツ科学特論	2	講義	選択	1
	健康運動科学特論	2	講義	選択	1
	スポーツ教育学特論	2	講義	選択	1
	スポーツマネジメント特論	2	講義	選択	1
	スポーツ健康科学領域融合演習Ⅰ	2	演習	必修	1
	スポーツ健康科学領域融合演習Ⅱ	2	演習	必修	2
	スポーツ健康科学キャリアプロジェクト	2	講義	必修	1
	スポーツ健康科学エグゼクティブ レクチャーⅠ	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学エグゼクティブ レクチャーⅡ	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学グローバルレク チャーⅠ	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学グローバルレク チャーⅡ	2	講義	選択	1・2
	身体運動科学演習Ⅰ	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習Ⅱ	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習Ⅲ	2	演習	選択	2

スポーツ人文・社会科学演習 I	2	演習	選択	1
スポーツ人文・社会科学演習 II	2	演習	選択	1
スポーツ人文・社会科学演習 III	2	演習	選択	2

別表 3—2 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程 高等学校教諭専修免許状（保健体育）

大学が独自に設定する科目

区分	科目名	単位数	授業方法	修得方法	配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	スポーツ科学特論	2	講義	選択	1
	健康運動科学特論	2	講義	選択	1
	スポーツ教育学特論	2	講義	選択	1
	スポーツマネジメント特論	2	講義	選択	1
	スポーツ健康科学領域融合演習 I	2	演習	必修	1
	スポーツ健康科学領域融合演習 II	2	演習	必修	2
	スポーツ健康科学キャリアプロジェクト	2	講義	必修	1
	スポーツ健康科学エグゼクティブレクチャー I	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学エグゼクティブレクチャー II	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学グローバルレクチャー I	2	講義	選択	1・2
	スポーツ健康科学グローバルレクチャー II	2	講義	選択	1・2
	身体運動科学演習 I	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習 II	2	演習	選択	1
	身体運動科学演習 III	2	演習	選択	2
	スポーツ人文・社会科学演習 I	2	演習	選択	1
	スポーツ人文・社会科学演習 II	2	演習	選択	1
	スポーツ人文・社会科学演習 III	2	演習	選択	2

別表 4

専攻	免許状の種類	教科
スポーツ健康	中学校教諭専修免許状	保健体育
科学専攻	高等学校教諭専修免許状	保健体育